

# LOOK UP

## 2022 DISCLOSURE



東奥信用金庫の現状  
半期ディスクロージャー

2022年9月末





## ごあいさつ

日頃皆さまには、東奥信用金庫をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。  
 当金庫に対する皆さま方のご理解を深めていただくために、  
 本年も半期ディスクロージャー誌を作成いたしました。  
 本冊子を通じて当金庫を一層ご理解いただき、ご信頼を賜れば幸いです。  
 今後も私たちは、当金庫の未来は地域とともにあるという自覚と責任を胸に、  
 全役職員一丸となってなご一層努力してまいります。  
 今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2022年11月  
 東奥信用金庫 理事長 小中 雅彦

## 経営理念

『地域の繁栄と地元中小企業の育成発展を目指す』

この経営理念は、  
 「地域やお客さまの繁栄と地元中小企業の発展があってこそ当金庫があり、  
 また役職員のたゆみない努力による安定した生活があってこそ金庫がある」  
 という共存共栄の精神のもとに、当金庫の基本方針として確立されてまいりました。  
 当金庫では今後も、  
 ～地元とともに、これからも～を合言葉に、  
 地域の皆さまとともに歩んでまいります。



## 東奥信用金庫の概要

(2022年9月末 現在)

本店所在地 / 〒036-8182 青森県弘前市大字土手町81番地 Tel.0172-34-8400 (代表)

創立年月日	出資金	会員数	常勤役員数	店舗数
昭和46年7月1日	12億71百万円	23,710人	184人	18店舗

## 「東奥信用金庫SDGs宣言」および「青森県内2信用金庫『SDGs共同宣言』」の公表について

当金庫は、国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の理念に賛同し、2021年3月12日(金)に『SDGs宣言』を行いました。持続可能な地域社会の実現に向けて、地域の課題解決および次世代に配慮した持続可能な社会づくりの貢献に努めてまいります。

また同日、県内2信用金庫(東奥信用金庫、青い森信用金庫)による『SDGs共同宣言』を公表しており、今後「地域経済」、「地域社会」、「地域環境」の各分野で、それぞれの理念および地域特性を踏まえながら、青森県の持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

※当金庫の取組事例、2信用金庫共通の取組等についてはホームページをご覧ください。



## 地域貢献・トピックス

### ●経営相談室の開催

当金庫では、経営者の方々の支援の一環として、公認会計士による「経営相談室」を定期的に開催しております。お客さまが抱えている経営上の課題等に対し、親身な対応、適切なアドバイスでお応えしております。

2022年度上期	
開催回数	相談者合計
4回	15先



### ●金融リテラシー向上への取組

学校における金融教育が重視されている中、小・中学生、高校生を対象に借入時の金利差による返済額の違い等を説明し、お金の大切さを理解してもらうため、出前授業や体験学習を実施しております。

※地域貢献活動について、2022年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期または中止とさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 公益財団法人21あおもり産業総合支援センターとの連携協力協定締結について

9月2日(金)、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターと連携協力協定を締結いたしました。同センターとは、これまでお客様からのご相談等があった場合には個別に連携してきましたが、本協定締結により、同センターとのリレーションシップをさらに強固なものとし、課題解決型金融を深化させることで、これまで以上に地域経済の発展に努めてまいります。



## 平川市新本庁舎落成に伴う車いす寄贈について

10月の平川市新本庁舎の開庁に先立ちまして、9月26日(月)、車いす2台を寄贈いたしました。平川市の皆さまの暮らしを支える新本庁舎で、車いすを必要とされる方が、生活に必要な手続きなどを安心・安全に行う手助けになればと思います。



## 弘前中土手町商店街振興組合への寄付について

9月29日(木)、一戸時計店の改修および時計台の修理等に係る費用の一部を弘前中土手町商店街振興組合に寄付いたしました。弘前市中土手町商店街にある一戸時計店は2021年に歴史的風致形成建造物に指定された歴史ある建造物であり、同じく土手町に本店を置く当金庫としても、同組合の「商店街のシンボルとしての文化遺産 時計台を後世に残したい」という思いに賛同いたします。



## 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の設置継続について

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、経営に影響を受けている中小企業および個人事業主の皆さまの資金繰り等の経営相談窓口を右記のとおり設置し、ご相談を受付けております。

設置場所	東奥信用金庫各営業店
受付時間	平日(土・日・祝日を除く) 午前9:00～午後3:00

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特例」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2022年度上期
新規に無保証で融資した件数	79件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.70%
保証契約を解除した件数	44件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

※本ガイドライン等の詳細については、ホームページをご覧ください。各営業店にお問い合わせください。

## 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組

当金庫では、2007年6月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、暴力団等を始めとする反社会的勢力との関係遮断のための取組を積極的に推進しております。

その取組の一環として、2010年10月1日より普通預金規定等に「暴力団排除条項」を盛り込み、2012年9月には会員からの反社会的勢力排除を目的として定款の変更を行っております。これらにより、口座開設・会員加入等お申込みの際には、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明・確認していただくこととなりました。さらには2014年8月より、普通預金規定等に導入している「暴力団排除条項」について、反社会的勢力の排除をより適切かつ有効に行えるよう、より実態に即した内容に改定するほか、新たに定期預金規定等においても同様の「暴力団排除条項」を導入いたしました。

これにより、取引開始後に申込時の申告が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、すべての取引・契約を停止または解約させていただくこととなります。

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 地域密着型金融への取組

当金庫では、地域密着型金融(リレーションシップ・バンキング)の機能強化に積極的に取り組んでおります。

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域のお客さまの抱える課題に対して、金融機能の提供のみならず、非金融面を含めた情報・サービス提供力を一層強化し、その課題を解決して新たな資金需要に対応することとしております。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

地方公共団体および中小企業活性化協議会ならびに公認会計士等との連携を密にし、継続的な整備を図っております。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

日常的・継続的な関係強化に努め、企業の経営目標や課題把握・分析ならびに企業のライフステージ等あらゆる局面における支援を行い、コンサルティング機能を発揮し、経営安定および経営改善支援に取り組んでおります。

- ① 創業・新事業開拓の支援
- ② 成長段階における本業支援(ビジネスマッチ等販路拡大支援含)
- ③ 事業承継支援
- ④ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

### 4. 地域の活性化に関する取組状況

- ① 関連機関との連携を図り、地域的、広域的な活性化支援を行っております。
- ② 地域活性化に関する事業に対して、情報、ノウハウ、人材の提供を行っております。

※取組実績等、詳細については当金庫ホームページにも掲載しております。

## 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫では、お客さまからの相談・苦情・紛争等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度(裁判外の紛争解決制度)を踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めております。

お客さまからの苦情等は営業店またはリスク管理部、あるいは一般社団法人全国信用金庫協会が運営する『全国しんきん相談所』をはじめとする他の機関でも受け付けております。また、紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することもできますので、リスク管理部または『全国しんきん相談所』へお申し出下さい。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能ですし、弁護士会の仲裁センター等では、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけるよう、現地調停や移管調停という方法も準備しております。

### 『東奥信用金庫リスク管理部』連絡先

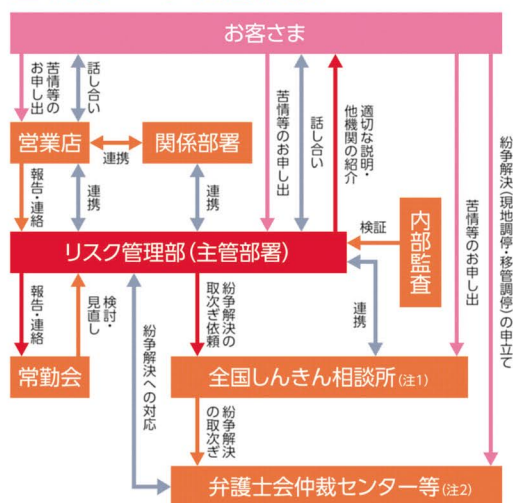
【受付媒体】 電話、手紙、ファクシミリ、ホームページ、面談

TEL:0172(34)8409(受付時間/信用金庫営業日 9:00~17:00)

FAX:0172(33)8403

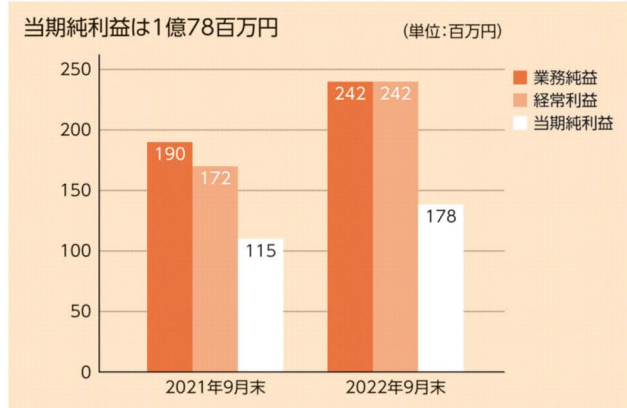
※詳細については当金庫ホームページ、および各営業店に備え付けておりますポスター・パンフレットでご確認いただけます。

## 苦情等への取組体制



- (注1) 全国しんきん相談所 → (注2) 東京弁護士会 紛争解決センター  
 第一東京弁護士会 仲裁センター  
 第二東京弁護士会 仲裁センター  
 ↓  
 青森県弁護士会(現地調停)  
 仙台弁護士会(移管調停)

## 預金・貸出金残高及び収益の状況



(単位:千円)

	2022年3月	2022年9月
業務純益	355,910	242,118
実質業務純益	355,910	242,118
コア業務純益	332,505	192,222
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	276,034	184,484

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

2022年9月末の預金残高は、1,841億44百万円で2022年3月末に比べ10億14百万円増加し、貸出金残高は815億89百万円で同11百万円の減少となりました。

収益状況は、業務純益2億42百万円、経常利益2億42百万円、当期純利益1億78百万円となり、また投資信託解約損益を除いたコア業務純益は1億84百万円となりました。

これも偏に地域の皆さまのおかげであり、当金庫はこれからも地域の専門的金融機関として皆さまのお役にたてるよう、地域貢献を第一義として努力を重ねてまいります。

## 貸出金の内訳

(単位:百万円)

業種区分	2021年9月末	2022年3月末	2022年9月末
製造業	1,248	1,321	1,335
農業、林業	422	406	420
鉱業、採石業、砂利採取業	206	206	206
建設業	3,783	3,920	3,521
電気・ガス・熱供給・水道業	150	144	128
情報通信業	-	-	1
運輸業、郵便業	1,071	1,025	1,167
卸売業、小売業	6,079	6,075	5,970
金融業、保険業	10,057	10,485	11,282
不動産業	18,132	17,851	17,247
物品賃貸業	47	44	45
学術研究、専門・技術サービス業	35	89	89
宿泊業	1,590	1,605	1,598
飲食業	1,135	1,129	1,134
生活関連サービス業、娯楽業	634	654	645
教育、学習支援業	224	219	290
医療、福祉	5,083	4,555	4,552
その他のサービス	2,961	2,705	2,897
小計	52,864	52,442	52,533
国・地方公共団体等	4,584	3,002	2,898
個人	26,281	26,156	26,157
合計	83,730	81,601	81,589

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 有価証券の時価情報

### ● 売買目的有価証券及び満期保有目的の債券

2022年3月末及び2022年9月末ともに、該当ございません。

### ● その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2022年3月末			2022年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
取得原価を超えているもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	19,703	18,660	1,042	16,966	16,126	839
	国債	11,143	10,193	949	9,417	8,645	771
	地方債	5,052	5,001	51	4,038	4,001	37
	社債	3,507	3,465	42	3,510	3,480	30
	その他	9,147	8,907	239	2,047	2,016	31
	小計	28,850	27,568	1,282	19,013	18,142	871
取得原価を超えていないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	32,766	33,639	△873	35,984	38,104	△2,120
	国債	24,955	25,759	△803	26,550	28,440	△1,890
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	7,810	7,880	△69	9,434	9,664	△229
	その他	5,262	5,439	△176	12,567	13,668	△1,100
	小計	38,029	39,079	△1,050	48,552	51,773	△3,220
合計		66,879	66,647	231	67,566	69,916	△2,349

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### ● 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

種類	2022年3月末	2022年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	11	11
信金中央金庫出資金	749	749

## 単体自己資本比率(国内基準)



金融機関の経営の健全性を示す重要な目安としてよく使われる指標が「自己資本比率」です。信用金庫のように国内だけで業務を行う金融機関の場合、この自己資本比率が4%以上であれば健全で問題のない金融機関とされています。

当金庫の2022年9月末の自己資本比率は13.97%です。

今後も健全経営に徹し、自己資本の充実に努めてまいります。

## 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	2022年3月期	2022年9月期
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,956,769	10,117,676
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,289,162	1,271,235
うち、利益剰余金の額	8,739,283	8,893,056
うち、外部流出予定額(△)	25,031	-
うち、上記以外に該当するものの額	△ 46,645	△ 46,615
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	349,517	308,572
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	349,517	308,572
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,306,287	10,426,248
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22,008	21,472
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22,008	21,472
前払年金費用の額	23,257	38,390
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	45,265	59,862
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,261,021	10,366,385
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	66,889,170	69,524,034
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,646,827	4,646,827
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	71,535,997	74,170,861
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.34%	13.97%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

# 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

区 分	2022年3月期		2022年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計 ※1	66,889,170	2,675,566	69,524,034	2,780,961
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	66,889,170	2,675,566	69,524,034	2,780,961
(i) ソブリン向け ※3	875,126	35,005	783,153	31,326
(ii) 金融機関向け	8,960,579	358,423	9,954,259	398,170
(iii) 法人等向け	13,257,602	530,304	14,285,462	571,418
(iv) 中小企業等・個人向け	17,892,405	715,696	18,100,710	724,028
(v) 抵当権付住宅ローン	3,815,150	152,606	3,521,166	140,846
(vi) 不動産取得等事業向け	7,479,727	299,189	7,459,401	298,376
(vii) 3月以上延滞等 ※4	80,572	3,222	50,290	2,011
(viii) 上記以外 ※5	14,528,007	581,120	15,369,590	614,783
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 ※6	4,646,827	185,873	4,646,827	185,873
ハ 単体総所要自己資本額(イ+ロ) ※7	71,535,997	2,861,439	74,170,861	2,966,834

(注) ※1 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

※2 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

※3 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

※4 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

※5 オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセットは「(viii) 上記以外」に計上しております。

※6 オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉  
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

※7 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
				担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年3月末	254	254	125	128	100.00	100.00	
	2022年9月末	261	261	130	130	100.00	100.00	
危険債権	2022年3月末	2,961	2,884	1,579	1,305	97.41	94.45	
	2022年9月末	2,863	2,784	1,502	1,281	97.23	94.18	
要管理債権	2022年3月末	776	569	492	76	73.31	27.01	
	2022年9月末	963	631	536	95	65.55	22.28	
	三月以上 延滞債権	2022年3月末	4	4	4	0	109.87	9.87
		2022年9月末	-	-	-	-	-	-
	貸出条件 緩和債権	2022年3月末	772	564	488	76	73.11	26.87
		2022年9月末	963	631	536	95	65.55	22.28
小計(A)	2022年3月末	3,992	3,708	2,198	1,510	92.88	84.18	
	2022年9月末	4,088	3,677	2,169	1,507	89.94	78.58	
正常債権(B)	2022年3月末	77,738						
	2022年9月末	77,630						
総与信残高 (A)+(B)	2022年3月末	81,730						
	2022年9月末	81,718						

(注) 1 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

# とうしんのネットワーク

(2022年9月末現在)

## ●営業地域のご案内

弘前市、黒石市、平川市、  
五所川原市、青森市、つがる市、  
中津軽郡、南津軽郡、  
北津軽郡(板柳町、鶴田町)



## ●店舗のご案内

店名	住所	電話番号	ATM	自動機稼働時間	
				平日	土・日・祝日
<b>弘前市</b>					
本部・本店	弘前市大字土手町81	(本部)0172-34-8400 (本店)0172-34-8406			
下町支店	弘前市大字新町167-21	0172-33-4700			
大町支店	弘前市大字大町3丁目2-1	0172-33-5100			
和徳支店	弘前市大字和徳町11-5	0172-35-0456			
岩木支店	弘前市大字賀田1丁目4-7	0172-82-3211			
富田支店	弘前市大字富田町197-1	0172-34-5669			
石川支店	弘前市大字石川字石川80-2	0172-92-3111			
浜の町支店	弘前市大字浜の町東3丁目2-22	0172-34-5221			
城東支店	弘前市大字外崎1丁目1-2	0172-27-2100			
茂森支店	弘前市大字茂森町124-1	0172-32-3400			
<b>黒石市</b>					
黒石支店	黒石市大字前町6-1	0172-52-4231			
温湯支店	黒石市大字温湯字村岸15-2	0172-54-8239			
<b>平川市</b>					
尾上支店	平川市尾上栄松86-1	0172-57-3311			
平賀支店	平川市本町平野16-5	0172-44-3151			
<b>五所川原市</b>					
五所川原支店	五所川原市字布屋町10-6	0173-35-6161			
<b>南津軽郡</b>					
大鰐支店	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田63-1	0172-48-2227			
藤崎支店	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡1-2	0172-75-4101			
田舎館支店	南津軽郡田舎館村大字畑中字上野170-1	0172-58-2131			

サ サテライト店舗(預金特化型店舗)

屋 昼時間窓口休業店舗

大町支店、石川支店、温湯支店、浜の町支店、茂森支店 (11:30~12:30)  
大鰐支店、岩木支店、尾上支店、藤崎支店、田舎館支店 (12:00~13:00)

ATM機能アイコンのご説明

現 現金振込可能

緑 通帳繰越可能

青 視覚障がい者対応

## ●店外ATMコーナー

店名	自動機稼働時間	
	平日	土・日・祝日
<b>弘前市</b>		
弘前市役所出張所	8:00~18:00	—
弘前アプリーズ	8:00~21:00	8:00~21:00
ユニバース南大町店出張所	8:00~21:00	8:00~21:00
さくら野弘前店出張所	9:00~20:00	9:00~20:00
イトーヨーカドー弘前店	9:00~21:00	9:00~21:00
ユニバース城東店出張所	9:00~21:00	9:00~21:00
イオンタウン弘前樋の口出張所	9:00~21:00	9:00~21:00
松原出張所	8:00~21:00	8:00~19:00
<b>黒石市</b>		
黒石市役所出張所		8:00~19:00
ユニバース黒石駅前出張所	8:00~21:00	8:00~21:00
マックスバリュ黒石店出張所		8:00~21:00
<b>五所川原市</b>		
エルムショッピングセンター	9:00~21:00	9:00~21:00
<b>南津軽郡</b>		
田舎館村役場	8:00~21:00	±9:00~19:00 自祝9:00~17:00

※半期情報開示は当金庫の経営内容をより一層ご理解いただくため、自主的に開示するものです。信用金庫の決算は年1回(3月末)に行うことになっているため、本誌掲載の2021年9月末、2022年9月末の計数については、会計監査人の監査を受けておりません。  
※計数は単位未満を切り捨てて表示しておりますので、各内訳欄と合計欄の計数は必ずしも一致しません。

発行 東奥信用金庫  
住所 〒036-8182  
弘前市大字土手町81番地  
TEL 0172-34-8400(代表)  
発行年月 2022年11月  
編集 総合企画部  
ホームページアドレス <http://www.shinkin.co.jp/toshin/>

